平成２９年（フ）第１９９号
静岡県熱海市相の原町44番９号　相の原市営住宅９棟102号
債務者　福田みつ子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月24日午後４時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１７８号
愛知県豊田市大林町２丁目90番地１　グリーンヒル大林Ａ一101号
債務者　高松　　伸
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月３日午後４時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
北海道旭川市川端町６条10丁目１番３号　グレース川端103号室
債務者　後藤　景子（旧姓谷越）
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５９８号
大阪市西成区梅南１丁目８番21号　ルネサンライズ　３Ａ号室
債務者　河野　加奈
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６号
栃木県下野市下古山１番地
債務者　山田みゆき
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午前11時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第２８号
長崎県南島原市深江町乙1709番地３
債務者　吉田　早穂
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第２１５号
栃木県宇都宮市中里町1205番地
債務者　佐藤　浩二
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３９号
栃木県日光市土沢1385番地17　コーポＭⅢ103、前住所栃木県日光市土沢1974番地４
債務者　高橋　新一
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５３１号
東京都町田市金森４丁目44番33号園曽アパート102
債務者　黒澤　篤代
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５３３号
東京都立川市一番町５丁目８番地の５都営松中17棟404号
債務者　小菅　　崇
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５９３号
東京都府中市天神町２丁目21番地の３田中ハイツ101
債務者　澤谷美智子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３６１号
横浜市港北区日吉本町５丁目63番29号　フォレストⅡ　101
債務者　佐藤　　晃
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３４５号
横浜市港北区高田西１丁目９番14号　クロワッサンハウス102
債務者　五十嵐卓郎
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３５７号
神奈川県綾瀬市深谷4148番地１　キャトゥル・ヒル一番館203
債務者　齋藤　浩太
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１２０号
福岡市博多区美野島３丁目15番６号　シティライフ博多駅南604、開始決定時の住所福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―304号
破産者　山中　正文
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９９号
群馬県邑楽郡大泉町寄木戸1316番地５
破産者　ＣＥＣ株式会社
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部